

平成 27 年度に実施した主な取組

妊娠・出産期

子どもを産み育てるための意識啓発

結婚や子どもをもち育てることを身近に感じ、前向きになれるような機運を醸成するための取組を実施した。

妊産婦の健康保持・増進

妊娠届出者への母子健康手帳交付時に保健師による面接相談や情報提供を実施した。妊婦に相談先を周知する機会になるとともに、課題のある妊婦の把握・支援につながった。妊婦とその夫には、育児に関する知識を身につける講座を、妊婦には健診による健康管理を実施することで、安心して妊娠・出産できる体制を整備した。出産後には、保健相談、訪問指導を実施し、育児不安等の軽減に努めた。

就学前期

子どもの健康保持・増進

乳幼児健診において親子の遊び場を併設することで、乳幼児の健康管理の機会に、ふれあい遊びの情報や保健師による個別相談も併せて提供した。

未受診者の受診勧奨や状況把握等を実施する中で、親の子どもへの不適切な関わりを早期に発見し、虐待予防につながった。

就学前教育・保育の充実

保育所・幼稚園では、健康管理・食育・「個」を大切にする保育、教育に取り組んだ。公私立幼稚園では預かり保育、公私立保育所・私立認定こども園・地域型保育事業では延長保育、私立認定こども園では休日保育を実施することにより、保育ニーズに対応した。また、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続をめざし、合同研修を実施したほか、連携カリキュラムの作成に取り組んだ。

心理判定員が保育所・幼稚園を巡回し、子どもの観察、発達検査や面談を実施したことで、保護者の子どもに対する理解や子育ての安心感につながった。

学校教育・保育を総合的に提供するため、私立保育所4園が認定こども園へ移行、私立認定こども園1園で増築、小規模保育事業所4か所を新設、待機児童保育室を2か所運営、地域型保育を11か所で実施した。また、公立幼稚園5園を平成29年度に認定こども園化することを決定した。

保育・教育の質の向上のため、保育所・幼稚園職員に対する研修を実施し、固定遊具の点検実施により、安全・安心を確保した環境づくりに取り組んだ。

子育て支援サービスの充実

子育てに関する相談・情報提供については、こんにちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問)、こども相談室、こども健康センター、保育所・幼稚園での地域開放、利用者支援事業で実施した。

就学前の子どもと保護者が気軽に集える「つどいの広場」を市内14か所、「地域子育て支援センター」を市内7か所で実施し、就学前の子どもと保護者が気軽に集える居場所を提供した。利用につなげたい家庭への支援についてもガイドラインを策定した。6保育所・12幼稚園で地域開放を実施し、在宅で子育て中の保護者を支援した。こども健康センターでは「赤ちゃんとも保護者のつどい」として、2～6か月の乳児と保護者を対象に、また、「あかちゃんあそぼ」として公立保育所、公民館、コミュニティセンターで生後1歳未満の子どもと保護者を対象に交流の場を提供した。

子育てサークル等には、子育てサポーターを派遣し、おもちゃの貸出を行った。

ファミリー・サポート・センター、ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり、出前型保育、病児・病後児事業等の実施により、保護者の子育て負担の軽減を図った。

子育て世帯の経済的負担軽減のため、小学6年生までを対象としているこども医療費助成制度の0から2歳児の所得制限を撤廃した。

子育て支援総合センターやローズ WAM での各種講座、親支援プログラムを実施し、知識の習得と保護者の交流を図る場を提供した。図書館では乳幼児の保護者を対象に読み聞かせ講座を、子どもを対象におはなし会を実施した。ブックスタート事業で、絵本を介して親子のふれあいを持ってもらう機会も提供した。

地域ぐるみで子育てを支援

市内5ブロックで子育て支援活動団体のネットワーク会議を実施し、地区ごとの子育てマップ・イベントカレンダーを作成することで、市民への周知・参加促進を図った。子育て支援に関わるボランティア等には、スキルアップ研修を実施した。民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域での身近な相談相手となった。

安心して外出できる環境を整備

保育所・幼稚園・小中学校・高校等で交通安全教室を実施した。また、公園・児童遊園の整備や歩道の段差解消等を行った。

小・中学校期

特色ある学校教育の充実

学校においては、茨木っ子ジャンプアッププラン 28 に基づき、学力・体力向上のための各種事業や授業改善の取組を実施した。教職員の指導力向上に向けた各種研修を実施するとともに、児童・生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう小学校の施設整備の推進を図った。

その他、道徳教育、人権教育、環境教育、食育、健康教育、キャリア教育、情報モラル教育などを実施し、いじめ・不登校・暴力行為等の問題行動に対する学校体制の構築を支援するとともに、学校応援サポートチームを派遣し、指導・助言を行ったことで、学校の組織的な取組が進んだ。スクールソーシャルワーカーを中学校区に配置、活用することで、配慮が必要な児童・生徒や家庭への福祉面での支援を充実し、学校が子ども理解を進めることができた。

教育相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーを全小学校に配置した。教育相談として、保護者、児童・生徒を対象に電話教育相談および面接相談を実施し、学校と連携して支援を行った。不登校傾向の児童・生徒、保護者を対象とした不登校相談も実施し、不登校傾向の児童・生徒を対象にふれあいルームを開設し、シャトルスタッフ(家庭訪問指導)やふれあいフレンド(別室登校支援)を派遣し、学校復帰へ向けての足がかりを作った。

経済的負担の軽減として、就学援助、山地部児童・生徒通学費補助を実施しており、就学援助については中学校給食費に対する援助を新たに実施した。

学校・地域・家庭の連携

ボランティア巡視員による見守り活動や通学園路点検により、小・中学校の児童・生徒の安全が守られた。

安全・安心な居場所づくり

放課後保護者が家庭にいない主に小学校低学年児童には、学童保育室を午後 7 時まで運営した。また、全小学生を対象に、各小学校で、放課後子ども教室を実施した。地域における子どもの居場所については、多世代交流センターに小学生を対象としたフリールームを西河原・葦原に、中高生を対象とした学習室を福井・西河原・葦原・沢池に設置した。

防犯面では、自治会が補助を活用して、昨年の 20 台に続き、25 台の防犯カメラを設置した。また、市内全 32 小学校区の防犯カメラ設置場所を選定した。

子どもの視点を取り入れた社会づくり

小学 1 年生と中学 1 年生を対象に、児童の権利条約について記載したカレンダーを作成・配付した。小学 4 年生から中学生を対象にまちづくりに関心をもてるような機会を提供した。また、市内 4 校、83 人の小学生に市政の取組について説明し、市政に対する意見を聴き、その一部を実現した。

青年期

子どもの自立支援

子ども・若者支援地域協議会を設置し、各構成機関が子ども・若者支援の相談窓口であるという共通認識を持って対応した。今後、子ども・若者とその保護者が相談しやすい窓口を検討していくとともに、協議会の広報・地域との連携・若者の活躍の場の創出・中学校卒業後のフォロー体制の整備をめざし、取り組んでいくこととした。また、子ども・若者自立支援センターは、ひきこもり・ニート・不登校等の子ども・若者とその保護者の面談や居場所支援を実施するだけでなく、協議会の指定支援機関としての役割も担うこととなった。

高校修学時の経済的負担の軽減として、奨学金の支給を実施した。また、新たに、大学卒業後の経済的負担を軽減し、若者に本市に移り住んでもらうことや住み続けてもらうことを目的に、大学奨学金利子補給事業を開始した。

社会的支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

ひとり親家庭支援

ひとり親家庭に対しては、ひとり親自立支援員が、福祉資金貸付、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度を活用しながら、個々の状況に応じて自立・就労に向けた支援を実施した。児童扶養手当現況届受付会場では、生活支援講座、学習・生活支援事業、JR 通勤定期乗車券や万博公園内施設の割引制度の情報提供を実施した。

障害のある子どもを養育する家庭への支援

1歳8か月健診後、発達に課題のある乳幼児にすくすく教室で早期療育、相談・指導・援助を実施するとともに、発達障害への理解を促すため、市民講習会を実施した。また、3歳半～5歳児には、ばら親子教室で、幼稚園に在籍しながらの療育支援にも対応した。

子どもの成育歴や相談歴等を記入していくための市内共通のプロフィールブック「いばらきっ子ファイル」を作成し、療育機関利用者への配付をはじめ、市ホームページに掲載する等、周知・活用に努めた。

教職員・管理職を対象に支援教育研修を実施、小中学校で巡回相談を実施するとともに、保護者・教職員を対象に教育センターで発達相談・特別教育相談を実施した。また、就学前と小学6年生の幼児・児童を対象に、就学相談を実施し、就学会議を開催した。そのほか、就学前幼児を対象にことばの悩みについての相談を実施した。子育て支援課では、ケースワーカーを3人配置し、障害のある児童とその保護者への相談窓口を一元化した。

公私立保育所共に障害児保育を実施し、要配慮児童の数・状況に応じ加配保育士を配置した。

支援学級介助員を小学校に85人、中学校に24人配置し、通常学級における発達障害等のある支援を要する児童・生徒の学習・生活を支援する支援教育サポーターを小学校に35人、中学校に14人配置した。

障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた保育所・幼稚園・小学校・中学校の円滑な移行を図るため、個別の教育支援計画と指導計画を作成し、就学・進学先に引き継いだ。

学童保育室では、障害のある児童を小学6年生まで受け入れ、指導員の支援スキル向上のため継続的な研修を実施した。

就学前児童には児童発達支援、就学児童には放課後等デイサービスに係る通所給付決定を行った。また、自立支援給付や地域生活支援事業を実施し、障害児の日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図った。

障害者差別解消法施行に伴い、障害や障害者に対する理解を深めるため、職員対応要領を策定した。

児童虐待防止

児童相談所全国共通ダイヤル「189」啓発のマグネットを作成し、全戸配付したことで、周知・啓発の効果が上がり、通告数、台帳管理件数ともに増加が著しい。要保護児童対策地域協議会において関係機関で対応・対処した。

要保護児童のいる家庭に対しては、訪問や面接による相談等を実施し、支援サービスを提供するとともに、民生委員等への見守り依頼等を実施し、保護者の不安や負担の軽減、虐待の深刻化に対する抑止力の効果を発揮した。

配偶者暴力相談支援センターで DV 相談を通して、被害者と被害児童が安心して暮らせるよう情報提供や自立支援等を実施した。

外国人など配慮が必要な家庭への支援

帰国・渡日の児童・生徒への支援として、適応指導教室を郡山小学校と上中条青少年センターで実施し、保育所・幼稚園・学校からの要請に応じて保護者に対する通訳者や授業通訳者を派遣した。

子どもの貧困対策

※「未来は変えられる」プロジェクト平成 27 年度（2015 年度）実施状況報告書に掲載

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開

企業への啓発

市の総合評価一般競争入札の評価項目として、新たに「次世代育成支援への取組」、「一般事業主行動計画の策定の有無」を採用したほか、就職困難者の雇用に関する取組については、就職困難者の対象に、子ども・若者自立支援センター利用者を追加し、子育て支援に取り組む事業者を一定評価した。

勤労者や事業主を対象に、雇用・労働関係セミナーを実施するとともに、啓発活動を行った。

家庭への啓発や支援

ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画について記載したカレンダーを作成し、小学1年生と中学1年生に配付した。

男女共同参画啓発のための講座や、男性の家庭や生活への積極的な関わりをすすめる講座、父親対象の親子で遊べる講座、父親による子育てをテーマにしたDVD上映会等を実施し、男性の家庭生活への参加促進、父親による育児への参加についての意識啓発を図り、理解を深めた。

子育て世代向け就労支援フェア、再就職支援セミナー、チャレンジ応援講座、再就職セミナー、労働相談会&セミナーを実施し、女性の就労、再就職等について、情報提供と意識啓発を図ることができた。